

令和5年度 事業計画書

特定非営利活動法人 南大阪自立支援センター

令和5年4月1日

**特定非営利活動法人 南大阪自立支援センター
大阪府堺市堺区少林寺東二丁2番3号**

1. 経営理念及び事業運営の目的

(1) 基本理念

みんなが共に助けあい、支えあえる社会をめざして。自分の生まれた地域で愛され育ち、幸せに働くことができ障害のある人もない人もみんなが共に助け合い支えあえる社会を目指します。

(2) 運営の目的

障がい者に対し、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、自立した生活を営んでいくために、社会参加の支援、地域との交流を行います。そして障がい児の健全な育成、障がい者及び福祉の推進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

(3) 行動指針

「南大阪自立支援センター」は、障がいのある就学児から就労年齢層の人達の就労や日常生活技術の向上に向けた支援を行います。事業所内の就労支援に加えて施設外での作業や、障がい児支援においては、社会体験や地域交流を目的とした職場体験学習（ぶれワーキング）を通じ、各自の特性や個性を生かした適材適所を発見し、やりがいと能力を引き出し、長く継続して働き地域生活が営める環境作りを目指しています。

また、障がいがあるがゆえに環境要因も伴い犯罪を繰り返すといった「障害者の触法・累犯問題」に取り組み、持続的に勉強会を開催し、就職や地域生活の定着へと繋げています。自分の生まれた地域で愛され育ち、幸せに働くことができる社会をめざしています。

(4) (1)～(3)に基づき、次に掲げる事業運営を行う。

- ①. 就労継続支援 B 型事業所 ともに一しょうりんじ
- ②. 就労継続支援 B 型事業所 どりいむワーク
- ③. 放課後等デイサービス ちえりいくらぶ
- ④. 公益事業として、触法障害者の受け入れ、地域生活への定着に資する勉強会や啓発のためのツール開発等を行う。

2. 各事業所・活動の重点方針

① とともに一しょうりんじ

- ・触法障害者や困難者の受け入れを積極的に行い、利用者の平均工賃の向上を目指し、月額4万円以上を今期の目標とする。

方針としては、利益率の高いリネンサプライの受託を拡充し、レンタルおしぼりの受注を計画的に縮小していく。

これには、インバウンドの回復に伴い、リネンサプライ事業についてはホテル等を中心にさらなるニーズの増加が見込まれていることから、受注拡大に向けては各作業工程の所要時間の偏り等を改善し、生産性向上を図ることが必須とされている。

(個々の利用者の能力を引き出す為の工夫に加え、全体の作業の中で大量のタオルを畳む作業に要する時間のウェイトの大きさが課題となっている。)

これらの課題解決を図りながら、利用者の工賃向上及び、個別のニーズや評価をもとに一般就労へ繋げるための支援を行っていく。

② どりいむワーク

- ・さらなる平均工賃の向上を目指すとともに、一般就労を視野に入れた施設外就労の受け入れ企業の開拓を計画していく。
- ・予定として9月末に事業所移転を行い、利用者及び支援者がより働きやすい環境を整備することを目的とする。
- ・支援の質の向上を目指し、知見を深めるための研修（触法障害者を支援する上での司法制度等を含む）を計画的に行っていく。

③ ちえりいくらぶ

- ・次年度に向け、現状の課題を踏まえカリキュラムの改定の準備を行っていく。
今後、活動内容についての情報発信を行っていく上で、より目的を定めて事業所利用をしていただけるよう、具体的なカリキュラムを曜日毎に提案できる体制を確立する。
- ・平成24年度当初から実施していた「ぶれワーキング」（職場体験実習）は、現状休止状態となっているが、法人内の就労継続支援事業所との連携や新たな活動の場の開拓等を計画的に着手し、カリキュラムとして再提示できる体制を構築する。
- ・9月前後を目標としている事業所移転の計画のたたき台として、児童にとって有益な活動カリキュラム及びスケジュールが持続的に確保できる空間の使用方法や区分けについての計画を確定する。

④ 触法障害者の支援及び啓発勉強会の開催

～罪に問われた障がい者の再犯防止と孤立の予防のための勉強会～

- ・ 令和4年10月に社会福祉法人丸紅基金様にご採択いただいた「触法・累犯障がい者の更生支援ツール」、加えて同年11月に公益財団法人洲崎福祉財団様に助成いただいた「刑法改正に伴う触法・累犯障がい者受け入れガイドブック」を助成申請の用途通りに使用し、共催機関との連携により触法・累犯障害者への支援の輪を広げることを目的とした勉強会を主催していく。
- ・ 開催にあたっては、支援の輪をより広げることを目的としていることから、可能な限りより多くの方々にご参加いただけるためにWEBによる参加の選択肢や、参加者の負担を最小限に抑えることを構想する。

2. 法人運営

(1)基本方針

定款、法人の基本理念に基づき、誰もが暮らしやすい共生社会の実現と社会的弱者（触法・累犯障がい者）への支援の充実を目指した事業運営及び活動を行う。

(2)役員等

- ・ 理事会は、定款に基づき、理事長の召集により開催される。

(3)法人経営資金等

- ・ 法人経営の財源は、主として各福祉サービス事業経営による収入とする。

(4)障害福祉サービス事業の運営

① 障害総合支援法、あるいは児童福祉法に基づく、下記の諸事業を行う。

- ・ 就労継続支援B型事業所 ともに一しょうりんじ 定員20名
- ・ 就労継続支援B型事業所 どりいむワーク 定員20名
- ・ 放課後等デイサービス ちえりいくらぶ 定員10名

② 関係機関・団体等との連携・協力

- ・ 大阪府・所管の堺市をはじめ、利用者が居住する基礎自治体の行政機関との連携及び手続等を法令遵守のもと執り行う。
- ・ 医療機関との連携
- ・ 自立支援協会をはじめ、地域コミュニティ組織との協力、積極的な連携
- ・ 親会社である(株)いし乃商会が運営する共同生活援助とも、相談支援事業所として、訪問看護ステーションみるもあとの連携により、利用者の快適性の向上を図る。

- ・ 今後も触法・累犯障がい者の支援を行っていく上で、地域生活定着支援センターや保護観察所、弁護士との連携を促進し、地域移行支援に準ずる受け入れを行っていく。

③ 人事管理及び職員の資質の向上

- ・ 法人のキャリアパス要件に則り、研修受講や資格取得に向けての支援を行う。
- ・ 年間を通して計画的に法人内職員研修、障害福祉サービス事業を行うにあたり根拠法令及びガイドラインに基づいた研修を適切に実施していく。
- ・ 職位、業務管理、人事考課を適正に行い、必要に応じて管理システムを改正する。